

加須市所蔵品貸出要綱

(平成 25 年 6 月 27 日教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が所蔵し、又は保管する考古、歴史及び芸術に関する所蔵品（以下「所蔵品」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出基準)

第 2 条 教育長は、次に掲げる施設等に対し、所蔵品を貸し出すことができる。

- (1) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 29 条に規定する施設
- (2) その他教育長が適当と認めた施設
- (3) その他教育長が適当と認めた団体

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、所蔵品の貸出しをしない。

- (1) 専ら営利目的に使用すると認められる場合
- (2) その他教育長が適当でないとする場合

(貸出料)

第 3 条 所蔵品の貸出しは、無料とする。

(貸出期間)

第 4 条 所蔵品の貸出期間は、3 箇月以内とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(申請)

第 5 条 所蔵品を借り受けようとする施設等の代表者（以下「代表者」という。）は、次に掲げる事項を記入した申請書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 借り受けようとする所蔵品（以下「借受品」という。）の名称
- (2) 借受目的
- (3) 借受期間
- (4) 保管及び運搬方法

(5) その他必要な事項

2 教育長は、前項の申請書に加え、特に必要があると認める書類等の提出を代表者に対し求めることができる。

(貸出許可)

第6条 教育長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、管理上支障がなく、かつ、教育委員会の業務に支障がないと認めるときは、貸出しを許可し、その旨を文書により代表者に通知するものとする。

2 教育長は、貸出しの許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(貸出し)

第7条 前条の規定による通知を受けた代表者（以下「借受者」という。）は、借受品と引換えに借用書を教育長に提出しなければならない。この場合において、当事者双方において当該所蔵品の破損等の有無について確認するものとする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出しの条件を厳守するとともに、借り受けた所蔵品を責任をもって管理すること。

(2) 借受品を破損し、又は滅失した場合は、直ちに教育長に届け出ること。

(3) 借受品の運搬その他の借受けに要する一切の経費を負担すること。

(4) 写真撮影、複写等を行う場合は、事前に教育長の許可を得ること。この場合において、著作権に係るものについては、あらかじめ著作権者から同意を得ること。

(5) 借受品を転貸し、又は申請書に記載された利用目的以外に使用しないこと。

(6) その他教育長の指示に従うこと。

(返却)

第9条 借受人は、借受品を借受期間満了の日までに指定された場所に返却し

なければならない。この場合において、当事者双方において当該所蔵品の破損等を確認した上で、教育長は、借用書を借受者に返却するものとする。

(貸出許可の取消し)

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消し、当該所蔵品の返却を請求することができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により貸出しの許可を受けたとき。
- (2) 第8条の規定に違反すると認められるとき。
- (3) その他教育長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第11条 借受者は、借受品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

加須市所蔵品貸出申請書

年 月 日

加須市教育委員会教育長 様

住所(団体は事務所所在地)

氏名(団体は名称)

代表者(団体のみ)

電話番号(団体は担当者と連絡先)

加須市所蔵品貸出要綱第5条の規定により、次のとおり所蔵品を借用したいので申請いたします。

利 用 目 的					
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
利 用 場 所					
利 用 方 法					
貸 出 資 料	種 別	作 者 名・作 品 名	点 数	備 考	
輸 送 方 法					
責 任 者 氏 名					
承 認 ・ 不 承 認	(理由)				
このとおり決定してよいか伺います。			第	号	
			年	月	日
教育長	部 長	副部長	課 長	合 議	担 当 者

注 1 太枠内のみ記入すること。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

加須市所蔵品貸出許可書

様

加須市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった所蔵品の貸出について次のとおり許可いたします。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	作 者 名・作 品 名	点 数	備 考
輸 送 方 法				
<u>注意事項</u>				

様式第3号(第7条関係)

加須市所蔵品借用書

年 月 日

加須市教育委員会教育長 様

住所(団体は事務所所在地)

氏名(団体は名称)

代表者(団体のみ)

電話番号(団体は担当者と連絡先)

加須市所蔵品貸出要綱及び貸出条件を遵守し、加須市所蔵品貸出要綱第7条の規定により、次のとおり所蔵品を借用いたします。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	作 者 名・作 品 名	点 数	備 考
そ の 他				

- 添付書類 ・借用者の身元を証するもの
 ・保険加入の状況を証するもの